2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、国（代表者法務大臣）及び大阪府（代表者大阪府知事）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

3　ただし、上記１又は２の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢20～30歳代の女性、身長170～175㎝前後（推定）、死後１～３ヶ月程度経過と推定、上衣・下衣なし

上記の者は平成29年11月20日美浜町坂尻地籍坂尻漁港から北西方図測1300メートル地点の海岸で発見されました。身元不明のため火葬に付し遺骨は保管しています。心当たりの方は、美浜町住民環境課まで申し出てください。

平成30年２月23日

福井県　　美浜町長　山口治太郎

無縁墳墓等改葬公告

佐賀県食肉センター施設設備整備事業のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知ください。

平成30年２月23日　　佐賀県

1　墳墓等所在地　佐賀県多久市南多久町大字下多久4241番２

1　墳墓等の名称　妙覚寺墓地

1　死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　出野口太吉、深町エソ、鷲**崎**利平、鷲**崎**慶太郎、鷲**崎**タマ、鷲**崎**八郎、鷲**崎**正喜、鷲**崎**和宏、鷲**崎**ヤエ子、鷲**崎**チヨ、鷲**崎**定次、鷲**崎**浩子、鷲**崎**恵一、鷲**崎**徳次、桂岩了昌、山本壽助、山本慶造、山本久**藏**、山本円太郎、山本虎吉、德永太吉、德永里津、山本**榮**吉、山本ハマ、山本弥吉、山本ヱキ、大江源**藏**、大江ミツ、大江外右エ門、大江クマ、山本綱一、山本留二、山本美樹子、牟田武義、牟田保吉、牟田マサ、牟田茂夫、他氏名不詳

1　改葬を行おうとする者　佐賀県佐賀市城内一丁目１番59号　佐賀県畜産課長　田代　浩幸

公示送達

大槌都市計画事業吉里吉里地区震災復興土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えて次のとおり公告します。

平成30年２月23日

大槌都市計画事業

吉里吉里地区震災復興土地区画整理事業

施行者　大槌町

代表者　大槌町長　平野　公三

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　岩手県上閉伊郡大槌町大字吉里吉里第16地割32番地の13

氏名　保記責任吉里吉里住宅信用販賣購買利用組合

住所　岩手県上閉伊郡大槌町大字吉里吉里第16地割32番地13

氏名　保証責任吉里吉里住宅信用販買購買利用組合

住所　岩手県上閉伊郡大槌町大字吉里吉里第16地割32番地の13

氏名　保証責任吉里吉里住宅信用販売購買利用組合

住所　岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里第16地割32番地の13

氏名　保証責任吉里吉里住宅信用販売購買利用組合

住所　岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里第16地割32番地の13

氏名　保證責任吉里吉里住宅信用販売購買利用組合

住所　岩手県上閉伊郡大槌町小鎚第128番戸

氏名　横濱範次郎

住所　静岡県焼津市中港町236番地

氏名　株式会社平石油店

住所　岩手県北上市上野町一丁目26番12号イーグルＫ202号

氏名　平野　智佳

住所　岩手県釜石市大字平田第２地割25番地346　県営上平田アパート６号棟631号

氏名　平野　洸太

住所　神奈川県川崎市宮前区有馬４丁目２番24―307号　鷺沼南パークホームズ

氏名　菅野　聖花

住所　千葉県白井富士151番地の２　白井ロジュマン1116号

氏名　三浦　秀夫

2　通知の内容

土地区画整理法第103条の規定により、大槌都市計画事業吉里吉里地区震災復興土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり換地処分します。

教示

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に岩手県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条第２項に規定されています。）

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から６箇月以内に大槌町を被告として取消訴訟を提起することができます。

なお、別紙の掲載は省略し、内容の詳細を岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里二丁目４番20号吉里吉里二丁目町内会の掲示板において掲示しています。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、平成三十年三月二十七日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載官報

掲載の日付　平成三十年一月二十九日

掲載頁　八十三頁（号外第十七号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成三十年二月二十三日

栃木県栃木市岩舟町曲ケ島一八〇六番地四

（甲）株式会社ホームメイド茂呂

代表取締役　茂呂　暢

栃木県栃木市岩舟町曲ケ島一八〇六番地四

（乙）有限会社茂呂材木店

代表取締役　茂呂　健

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成三十年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ず、この株主総会決議は平成三十年二月十六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載官報

掲載の日付　平成二十九年七月十四日

掲載頁　六十八頁（号外第一五三号）

（乙）掲載官報

掲載の日付　平成二十九年六月二日

掲載頁　八十二頁（号外第一一七号）

平成三十年二月二十三日

埼玉県羽生市大字岩瀬三九二番地

（甲）羽生積水株式会社

代表取締役社長　石平　貴裕

群馬県伊勢崎市境下渕名五四番地

（乙）上武積水株式会社

代表取締役社長　富田　博司

会社設立のお知らせ
平成三十年二月二十日
二大阪市中央区西心斎橋二丁目一番二号
合同会社AMグループ
代表社員　髙橋　雅人
本店所在地　大阪府豊中市螢池西町三丁目一番一号
設立登記申請予定日　平成三十年三月一日
事業目的　不動産の売買、賃貸借及び管理
公告の方法　当会社の公告は、官報に掲載して行う。
事業年度　毎年二月二十日
出資の履行の方法　金銭による出資
社員の氏名及び住所　大阪市中央区西心斎橋二丁目一番二号
合同会社AMグループ
代表社員　髙橋　雅人
社員一人当たりの出資の価額　金一円
社員の責任の限度　社員は、出資の価額を限度として、会社の債務を弁済する責任を負う。
社員の加入の方法　社員の加入は、定款の変更による。
社員の持分の譲渡の方法　社員の持分の譲渡は、他の社員の全員の承諾を得なければならない。
社員の持分の譲渡の対抗要件　社員の持分の譲渡は、持分の譲渡人及び譲受人が持分の譲渡を当会社に通知しなければ、当会社に対抗することができない。
業務執行社員の氏名及び住所　大阪市中央区西心斎橋二丁目一番二号
合同会社AMグループ
業務執行社員　髙橋　雅人
代表社員の氏名及び住所　大阪市中央区西心斎橋二丁目一番二号
合同会社AMグループ
代表社員　髙橋　雅人
代表社員の職務の執行を停止する場合その他代表社員を変更する場合の手続　代表社員の職務の執行を停止する場合その他代表社員を変更する場合は、社員の過半数をもって決定する。